

- (1) この史料集は茨城大学図書館が所蔵する「文化六年石神組御用留」を茨城大学・東海村共同事業により「石神組御用留研究会」が解説・編集し、東海村教育委員会が出版するものである。上下二分冊とし、両冊通しページとした。
- (2) 漢字は原則として常用漢字を用いる。常用漢字のないものについては原本のままとした。ただし、織物の「嶋」、寺院名の「龍」、慣用語の「姫」などはそのままとした。
- (3) 変体仮名は、原則として平仮名に改めた。しかし、助詞に用いられている而(て)、江(え)、者(は)、之(の)、与(よ)、茂(も)、而已(のみ)などはそのままとした。
- (4) 合字異字の「ㄥ」は「より」、「」は「こと」に「ん」は「にて」に改め、「メ」はそのまま表記した。
- (5) 畳字は「々」(漢字)、「、」(平仮名)、「、」(片仮名)「く」(平仮名・片仮名二字以上)で表した。
- (6) 読者の理解のため、本文に適宜読点(、)、並列点(・)を打った。
- (7) 人名・地名・一般用語で平仮名の表記は漢字で傍注した。官名・衛門名で姓名が分かる場合も傍注した。
- (8) 原本における誤字・当て字・脱字などは、傍注で文字が確定なものは(○○)、推定できるものは(○○カ)として補った。疑問なものは(ママ)とした。
- (9) 判読不可能な文字については□あるいは「」で表し、傍注で文字が確定なものは(○○)、推定できるものは(○○カ)とした。
- (10) 抹消部分の符号は「ハ」として文字の左に付した。訂正文字がある場合は右に記した。
- (11) 闕字はそのまま一字空きとし、台頭・平出は二字空きとした。
- (12) 史料中の記事(書状、廻状、達書、覚書、御用書、訴状、証文、申状、届書、申渡書など)を区分し便宜上、右上に文書番号を付したが、関連文書はさらに枝番号をつけた。これは史料目次の文書番号に対応する。
- (13) 史料目次の文書に表題を付け、その下に内容要約を「」内に記し、年月日はその下に記した。ただし、文化六年は年代を省略した。
- (14) 人名・地名・一般用語などにおいて説明の必要なものは右に「*」を付けて下段に脚注を設けた。文書内の最初の脚注に文書番号を付した。脚注の説明に用いた参考文献については一括して巻末に表記した。
- (15) 人名・地名については五十音順の索引を設けた。該当箇所は文書番号を付けて表記した。番号の後の○内の数字は枝番号である。人名項目は原則として藩主一族、武士、郷士、庄屋のみを記載した。人名の後の()は文化六年段階の役職・肩書きであるが、

異動があった場合は矢印で記した。地名項目は国、領、郡、町、村、山川、温泉、街道、陣屋、宿駅、御殿・館、有力寺社・墓所などを記載した。地名の後の（ ）は茨城県内の場合は現在の市町村名を記し、県外の場合は都道府県名を記した。

(16) 本書は史料集であることから、身分制のあった時代の歴史用語を原文のまま収録している。科学的な歴史研究の観点から正しく利用されることを望みたい。

(*) 補修後の原本は一〇分冊仕立てとなっており、本史料集の文書番号は各分冊ごとに以下のように分布している。第一分冊(一〇八八)、第二分冊(八九〇～九五四)、第三分冊(一五五～二二八)、第四分冊(二二九～三二〇)、第五分冊(三二一～四〇二)、第六分冊(四〇三～四九七)、第七分冊(四九八～五九七)、第八分冊(五九八～六七二)、第九分冊(六七三～七五九)、第一〇分冊(七六〇～八一八)